

## 石川県多重債務問題対策協議会設置要綱

### (目 的)

第1条 多重債務者問題について、必要な事項を協議・検討するとともに、関係機関・団体との緊密な連携を図ることにより、多重債務者問題の解決に総合的に取り組むため、石川県多重債務問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多重債務者対策に関する情報の共有に関すること。
- (2) 多重債務者対策の推進に関すること。
- (3) 多重債務者対策に係る関係機関相互の総合調整に関すること。
- (4) その他多重債務者対策に関すること。

### (構 成)

第3条 協議会の構成は別表のとおりとする。

2 協議会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会の会長は石川県生活環境部長をもって充て、副会長は生活環境部次長をもって充てる。

2 会長は、必要に応じて協議会を招集し、これを主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、生活環境部生活安全課に置く。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(別表改正)

### 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(別表改正)

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(第4条、第5条、別表改正)

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行する。

(別表改正)

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(別表改正)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別表改正)

#### 別表 (第3条関係)

金沢弁護士会

石川県司法書士会

日本司法支援センター石川地方事務所

日本貸金業協会石川県支部

公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター

石川県金融広報委員会

NPO法人金沢あすなろ会

財務省北陸財務局 (財務広報相談室、金融監督第二課)

石川県社会福祉協議会

金沢市 (ダイバーシティ人権政策課)

津幡町 (生活環境課)

石川県総務部税務課

石川県健康福祉部厚生政策課

〃 少子化対策監室

〃 障害保健福祉課

石川県商工労働部経営支援課

石川県土木部建築住宅課

石川県教育委員会事務局庶務課

〃 学校指導課

石川県警察本部警務部県民支援相談課

石川県警察本部生活安全部生活安全捜査課

石川県生活環境部生活安全課

石川県消費生活支援センター